

第7期関市障がい福祉計画及び第3期関市障がい児福祉計画(案)  
に対する意見の概要と市の考え方

令和6年2月  
関市福祉政策課

様式 4

「第 7 期関市障がい福祉計画及び第 3 期関市障がい児福祉計画（案）」に対していただいたご意見とこれに対する市の考え方

案件番号	分割	意見番号	貢・行	意見内容	市の考え方
102	1	1	P27	2－（４）ライフステージに応じた包括的な支援 1．役所内での連携が取れてないのに医療機関などの外部機関と連携できるのか。福祉政策課・子ども家庭課・学校教育課を連携できるよう求む。子ども家庭課で「児発」という児童発達支援を表す言葉さえ通じなかった。	各機関、職種の背景となる法令が異なり、障がい者やその家族に対する支援の仕組みに違いがあるため、共通言語・価値観が構築されにくいというのが多職種による連携の特色ですが、それを補えるように特徴の異なる複数の制度を包括した連携体制の構築に努めます。
102	1	2	P27	2－（４）ライフステージに応じた包括的な支援 2．関特別支援学校では学校全体として交流があるのは下有知小学校だけで居住地の小学校との交流は個々になるという。他の小学校へも特別支援学校との交流を進め、学齢期に障がいを知する教育を進めてほしい。	特別支援学校と市内小学校が交流し、学齢期に児童が障がいを認知する教育を進めることについては、教育委員会に協力を求め、実態の把握に努めます。
102	1	3	P27	2－（４）ライフステージに応じた包括的な支援 3．重心障害児で人口呼吸器や吸引、在宅酸素で電源を必要としたり薬を必要とする子どもにいち早く安心して避難できる体制を整えてほしい。福祉避難所の早期開設または安全な場所への避難経路の確保体制、近隣の協力体制の構築。また、高	福祉避難所については、ご協力いただける市内の福祉関係事業所と協定を結び、災害時には早期に開設できるように努めています。また、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を障がい者の避難の支援に活用しています。高齢者と障がい者を分けての避難については、そのような体制について調査・調整等

				<p>齢者と障がい児は分けて考えてほしい。必要なものがサイズ等で異なるものが多く、障がい児には親も付き添うため配慮してほしい。障がい児が日頃使用しているものを把握してほしい。</p>	<p>を検討しております。</p>
102	1	4	P43	<p>3－(1)⑦日常生活用具給付等事業 給付決定までの期間の短縮を要請する。申請してから給付が決定するまで期間が約2か月かかる。支給決定まで2か月かかり、納品まで2～3か月を要すと障がい児は成長過程でもあるので、サイズの問題が出てくる。また障がい児は既製品ではなくオーダーメイドの部分が多いため、その部分は業者の手作業になる。国産製品があまりなく、海外製品も多い。納品までの期間も考えるとせめて2週間でスムーズに支給決定をしてほしい。また、学校で使用する物品の支給申請は3か月前という規則を撤廃してほしい。役所内での支給決定までの流れを聞いても教えてくれない。いつ、だが、どんな決定権を持っているのか。</p>	<p>日常生活用具や補装具の給付決定について、給付の対象となる用具の見積書やカタログ、必要な場合は医師の意見書も添えて申請していただいた後、用具の種目と性能の確認や利用者負担額の算出等の必要な調査等を行い、その内容を審査して調査書を作成し、用具の給付の適否を決定します。支給決定まで時間がかからないように努めておりますが、補装具の場合は部品ごとに基準額が定められているため、型式や使用材料等を一つ一つ調べるのにお時間がかかります。なお、学校で使用する用具の支給申請は3か月前という規則はありませんが、耐用年数が経過していない場合は、用具の完成から使用開始までの期間が長くないように考慮して申請をお願いしております。</p>
102	1	5	P49	<p>1－(1)障がい児支援の提供体制の整備等 重心障害児・医療的ケア児への支援に対して児童発達支援事業所・放課後デイサービスの確保について1箇所確保し、目標達成となっているが本当に足りていると思っているのか。児童発達支援事業所・放課後デイサービスといっても、運営者に</p>	<p>国の指針では、令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とすることとなっており、現在関市では市内に1カ所確保できておりますが、地域における課題の整理や地域資源の</p>

				<p>よって施設の造りやサービス内容も異なる。利用児のとの相性もあるため、1箇所では足りない。誘致を希望する。市内に1箇所しかないため、市外へ流出しているだけだと思われる。児童発達支援・放課後デイサービス利用者宛にアンケートを実施することを希望する。</p>	<p>発掘等を行いながら、支援体制の充実を図ってまいります。</p>
102	1	6	その他	<p>車いす使用者は店の入口に近い駐車場を希望しているのではなく、車の横に車いすを広げるスペースがあるかどうかが大重要である。店舗には2台程度しかないことが多く、おもいやり駐車場（車いすを使用されない歩行困難者）として使う方もいる。一方で「私は高齢者だから停めていい」という勘違いをしている方も大勢いる。また、障がい児（車いす使用）が乗っているので移乗にスペースが必要なため止めようとする運転者が若いというだけで咎められる。歩ける高齢者と車いすに乗った子ども、どちらが車いす用駐車場を必要とするのか。アメリカのように罰金を課するまでしないと日本はいけないのか。車いすを使用する人が移乗にどれだけのスペースを要するか市民に多く知ってもらう必要がある。広報は関心のないページは読まない人もいるし、テレビ・新聞などマスコミの力の方が有力だと思う。そこからネット記事になることも多い。</p>	<p>「ぎふ清流おもいやり駐車場利用制度」では、車いすを常時使用する方を対象とした「車椅子使用者専用区画」と、一定の要件を満たす、障がいのある人、要介護者、妊産婦、けが人など、車いすは使用しないものの歩行が困難な方を対象とした「プラスワン区画」の2種類があります。車いすを常時使用する方は両方の区画を利用することができ、歩行が困難な方はプラスワン区画を利用することができ、必要に応じて車椅子使用者専用区画も利用が可能となっています。また、県庁や各県事務所で利用証を交付しています。このような駐車場を不正に利用することに対し罰金を科す国もありますが、市としましては、おもいやり駐車場の正しい利用の啓発について、県と協力して行ってまいります。</p>

102	2	7	P33	障がい者雇用のため特例子会社を増やしてほしい。送迎もあると良い。	障がい者雇用の促進と安定を図るため障がい者の雇用において特別の配慮をする子会社である特例子会社は、令和5年6月1日時点で関市にはありませんが、岐阜県内で5市町に11社あります。ハローワーク等の関係機関と協力し、情報の収集に努めます。
-----	---	---	-----	----------------------------------	--